

豊島区広報

昭和42年11月10日 第12号

編集 豊島区議会
事務局

発行 豊島区区民部
区民課広報係

電話 (981) 1111

区議会特集号

区長を区民の手で選ぶ

より豊かで民主的な区政を

特別区の自治権確立のために

「区民税のことをなぜ「特別区民税」というのだろうか」、このような疑問に思いあたる方もきっと多いことと思われます。私たちの住む「区」(本当は「特別区」)の制度というものはどういふものか、一般の区民にとって、なかなか理解しにくいものになっています。

ところが、これは言葉だけの問題でなく、区民の幸福な生活をすすめるために、「区」という役所がどこまでの行政ができるかという権利や能力、あるいは「区長公選」の権利などにかかわる重要な内容をもってあります。

◆…保障された「区民の区政」

戦前の、中央集権的な政治のやり方がついに戦争にまで国民をおとし入れたことの深い反省から、戦後は、我が国を平和な国家として再建するために、一人一人の意見を大切にして、最大多数の国民の幸福を実現してゆく「民主主義」の考え方が政治の土台にすえられて、憲法には「主権在民」が明記されました。

そして、この立場から、国と地方の政治をはっきりわけて、とくに「民主主義」を地方の政治で生かしてゆくために、地方の政治は、地方の住民がその意思で自主的にやってゆく「地方自治」の制度が打ち立てられ、国も憲法でこれを保障してゆくことになりました。

◆…「まま子扱い」の「特別区」

ところが、その「地方自治」の花がまだ咲きそろわないうちに、「特別区」や

その住民からはその権利の多くが取り上げられて、「特別区」は一般の「市」にくらべて大変不利な扱いを受け、学校や道路、保育園など区民の身近かな暮らしをよくしてゆく区政をすすめるうえで、区

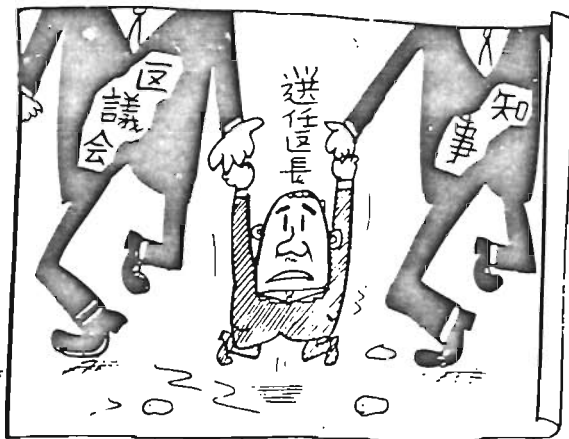
の自由がせばめられ、財源も非常に窮屈にされてしまいました。

◆…「特別区」を「市」と同様に

東京の二十三区の議会や住民は、戦後間もなく、このような不利な扱いを改めるよう、「特別区の自治権確立」の運動をくりひろげ、この十年來は各区議会に「特別区制調査特別委員会」を設け、ねばり強く取り組んできました。

このようなことから、「特別区」の制度のたてまえや、今のしくみの問題点、議会の活動、などをお知らせして、区民の福祉増進にとって欠くことのできない「区」の自治権確立のために、区民みな

さんの格別のご理解とご協力とをお願いいたします。



靴を脱いで足をかくために

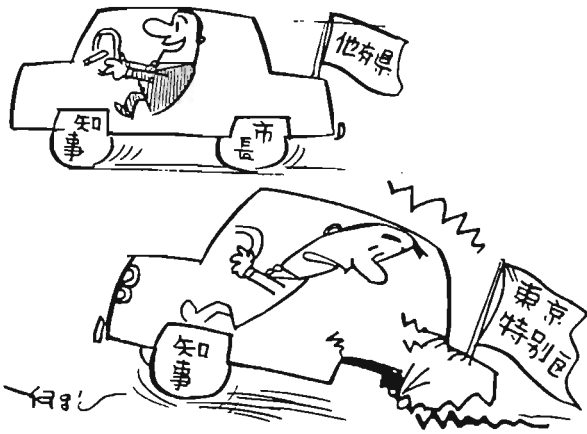
二、三年前区民は伝染病の流行で大変な迷惑をこうむりました。このとき、区民が身近な区役所にいろいろと苦情を持ち込んだり、今の行政の仕組では、それは区本来の仕事ではないし、保健所は大規模な対策は都の指示がなければできないというようなことで、急な手をうってほしいときに、まったく「靴の上から足をかく」ような思いをしました。

区民のみなさんは「都だ、区だ」などと区別をせず、区民のくらしに結びついた行政はすべて身近な区役所で、というご希望をおもちのことと思います。靴を脱いで「直接かゆいところに手が届く」という行政がのぞましいのであり、またそれが民主的な、ほんとうの「地方自治」のあり方です。

せばめられた区の自治権

戦後、地方自治法が制定されたときに、都の「特別区」が一般の「市」と同様の資格をもつ自治体として生まれ、区長は住民が直接選挙で選ばれる。区民のくらしに身近かな行政はすべて「特別区」で取り扱うことになったのもこのような考えによって行なわれたのです。

ところが、この「住民自治」の大切さを、区民が理解し、その権利を守る力がまだ育たないうちに、保健行政、都税事務、法人住民税、福祉



行政、などがつきつきに区から都に取上げられ、昭和二十七年には、区長の公選制まで廃止されてしまいました。もちろん、その当時から二十三区

おしきせ区長より オーダー区長を

は強くこれに反対し、自治権拡充の運動をつづけてきましたが、都は昭和四十年に、福祉事務所や建築指導、保健所の建物だけの管理、などの仕事を区へ移したにすぎません。

区長公選・自治権確立の

区民懇談会 開催
 ☆とき：11月14日(火)午後六時半
 ☆会場：豊島振興会館集会場
 ☆講演：「区民のための区政を」
 都政調査会事務局長 小森 武氏
 ☆：懇談

区長公選・自治権確立の

現在、豊島区の人口は三十七万余。岡山市をはるかにこえ、静岡市や長崎市に匹敵し、地方へ行けば全国に名の通る大都市です。

現在、全国のどんな小さな市町村でも、その市町村長は、住民の直接選挙で選ばれていますのに、東京の区民だけは区長の選挙権がありません。全国各地の住民とくらべて選挙権がひとつ足りないという奇妙な状態です。

それは、前

うに昭和二十七年、区長の公選制が廃止され、「区長は区議会が、都知事の同意を得て選任する」という、現在の「選任制」に改められたからです。

血の通った区政には

しかし、これでは区民にとっては区長はおしきせのようなもので、区民がその人格や政見・手腕などを信頼して、自分たちの区長として直接選挙するオーダーの公選区長とは、まるでちがった性格になってしまいます。

従って区民の区政への関心もそがれる原因ともなります。

区民と血のかよった、生き生きした民主的な行政を生み、区民に対する責任を貫く区長の立場をつくるのは、まず「公選区長」が土台であるのはいうまでもありません。

現在の「区長選任制」は地方自治の出発点をゆがめるとともに、改選のたびに不明朗なゴタゴタを起すものとなっています。

また憲法第十四条の「すべての国民は、法の下に平等であつて……差別されない」、同九十三条「地方公共団体の長、……は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」の規定からみても問題があるといえます。

瘦せ馬に 重荷の区財政

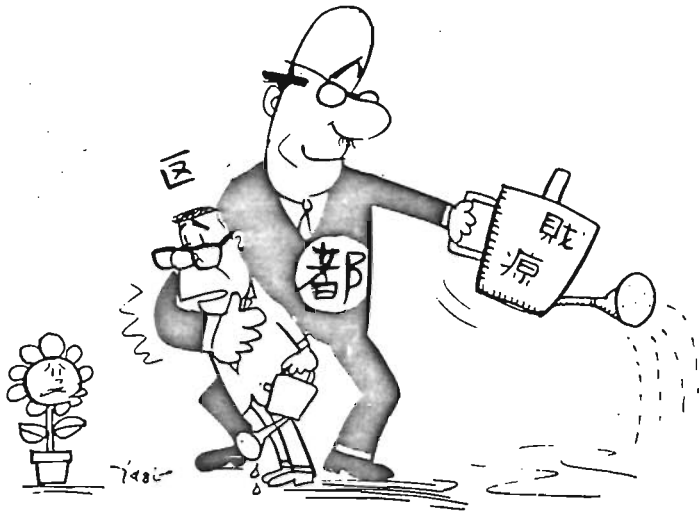
最近、池袋駅周辺をはじめ区内には、デパートや、ビルが沢山できましたが、区の財政は少しもよくなりません。

それは一般の市の場合、その財源である法人住民税や固定資産税が、区では財源になっていないことにおもな原因があります。(別表参照)

一般の「市」と同様の財政権があれば、区の収入はいまの二倍近くにもなり、区の自由に使える財源も増えて、老朽校舎の改築や教育費の父母負担の解消などいろいろな区民の要望もどんどん実現できることは明らかです。

事務移管で財政はさらに苦しく

昭和四十年から一部の仕事が都から区へ移され



その際、たばこや電気ガスの税金が区の財源とされましたが、それと引きかえに、これまで直接区にはいつてきた個人住民税の一部(都税分)が都へ引き上げられて、差し引きでは区は前より減収になってしまいました。

全国で産業や人口が最も集中し公園、児童遊園、保育園集会場などの施設をふやすことが切望される。二十三区の財政は、これでは全く「瘦せ馬に重荷」の状態で区民の要求も思うようにならえられませんが、また財政をとおしての、都の規制も強く、一般の「市」にくらべて「一割自治」などといわれるのが現状です。

昭和42年度の当初予算について豊島区とほぼ同様の人口を持つ姫路市とを比較すると下のようになります

	一般会計	特別会計	企業会計	合計
豊島区	45億円	10億円	なし	55億円
姫路市	94億円	47億円	50億円	191億円

どうすればよいか

これを根本的によくするにはどうしたらよいのでしょうか。

ここに「特別区の自治権確立」の大切なわけがあります。

すなわち、住民に身近な行政はすべて区へ移し、区長を公選制にし、一般「市」なみの正当な財源と自主的な財政の権利を認め、区長に職員についての人事権をもたせるなどがどうしても必要ですが、中でも「区長公選制」はもっとも重要なことといえます。

都は大都市的な総合的な行政に専念し、必要な財源をもっと国から支出させるようにする。

こうして、都と区が仕事の分野をはっきり区分したうえでそれぞれ努力してゆけば、大都市施設も向上し住民の区政参加の考えも高まり、生き生きとした、豊かでゆきとどいた、「地方自治」の行政の姿が生まれることでしょう。

広域行政の中央集権化警戒

一方、国は現行府県を廃止して全

一般市	特別区	区分
固定資産税 法人住民税 個人住民税	個人住民税	おもな財源
上の税金の 25%	上の税金の 10%	自由に使える財源
国税(所得税、 法人税、酒税) の32%を財源不足額に応じて交付する	なし	国の地方交付税
なし	法人住民税、固定資産税の28%を財源不足額に応じて二十三区に交付する	都の財政交付金
なし	なし	納付金

国を七ヶ九ブロックの「地方」にわけて、それぞれに政府の任命する長官をおくという中央集権的な、いわゆる「地方制案」という考えを昭和三十二年に打ち出しました。

とくに、最近の広域開発計画の進行にのって「首都圏庁案」などの関東一円を規模とした中央集権的な広域行政のしくみをつくる考えが強められていますが、これに対しては、「地方自治」を守る立場から警戒の眼を光らせてゆかねばならないと思います。

区民・議会が一体で

以上のように、「区長公選」をはじめ区の自治権確立の問題は、我が国の民主政治を区民の足もとから実現する第一歩であるとともに、区民の多くの区政への要望をかなえる温い血の通った区政を実現する土台でもあります。

どうか、このことに区民のみなさんの深いご理解をいただき、区民と区議会が一体となって世論を盛りあげ、区民の幸福な生活のため一日も早く目的を実現するよう、大きなご支援をお願いいたします。

特別区の自治権確立に関する意見書

戦後我が国の政治における最大の改革は民主主義の実現であり、地方行政における住民の手による自治制度の確立であります。即ち、住民の意思が直接政治に反映し、その効果が住民の利益となって還元されるよう憲法をはじめ各法令も改められ、東京都の二十三区は戦前の行政区から大巾な自治の権利を獲得し原則として一般市に準ずる基礎的の地方公共団体として発足したのであります。

然しながら実施後数年を経ずして、年々住民自治の権限が縮小され、昭和二十七年には遂に特別区の区長は区議会が都知事の同意を得て選任するところとなり、憲法に保障された地方公共団体の首長は住民が直接これを選挙するという住民の基本的権利が奪われ、はた又事務事業も逐年制限されて常に都区一体制という名のもとに地方自治の本旨がふみにじられてきたのであります。

これらの重大な事態に対して二十三区区議会は一体となり住民と共に十数年来自治権拡充のため運動を続け法改正の実現に向けて努力を重ねて参ったのであります。

そのあらわれとして昭和四十年四月には、地方自治法の改正によって事務事業の一部移管が行なわれましたが、部分的には全く中途半端なものがあり、住民の要望に十分応え得るものではなく、さらに財源については、たばこ消費税、電気ガス税等があらたに法定化されたのみで、かえって二十三区の税収は減少をきたす結果をもたらした、財政上の超過負担の増大を招いているのが実情であります。

よって当局におかれては、かかる実態を十分勘案し、特別区住民の基本的権利を守り健全なる地方自治の確立を期する為特別区を基礎的の地方公共団体として一般の市と同様に「区長は住民の直接選挙による」こととし更に、事務事業の適正なる移管をはかると共に、これに伴う財源として固定資産税住民税法人分等の課税権を法定化する等、関係諸法令の早期改正方について特段の配慮を講ぜられんことを要望いたします。

右地方自治法第九十九条第二項により意見書を提出いたします。

昭和四十一年十月四日 東京都豊島区議会議長 山口幸之助

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治大臣
都知事
あて

意見書は去る十月四日、昭和四十二年豊島区議会第三回定例会において議決し、政府その他の関係行政機関あてに提出いたしました。この意見書は、二十三区議会が区の自治権確立のために同趣旨の意見書を一斉に議決のうえ、上申する運動の一環としてなされたものであります。

地方自治関係のあゆみ

昭22・5	地方自治法施行、東京都の区は「特別区」となり、原則として一般の「市」と同様の権能をもつ。「区長公選制」確立される。
23・10	保健衛生事務、都へ移管。
25・8	都税徴収事務、都へ移管。
26・3	法人住民税、都へ取上げ。
26・10	福祉事務、都へ移管。
27・8	区長公選制廃止、選任制となる。制限自治区となる。
28・10	町村合併促進法施行。
31・6	首都圏整備法施行。
31・10	教育委員の公選制を廃し任命制となる。
32・8	地方自治法改正、地方議会の権限縮小、自治体への国の監督権強まる。
32・10	二十三区「特別区制調査特別委員会」設置。
32・12	地方制度調査会「地方制案」答申。都制調査会「特別区制度合理化案」発表。
35・10	地方制度調査会行政部会「首都制度の改革に関する中間報告」発表。二十三区「区長公選の実現を要望する請願書」を都議会提出。
36・4	特別区議会「首都行政制度の構想」を決定。
36・5	首都圏行政に関する「岡崎私案」発表。
37・5	都制調査会「首都制度に関する答申」決定。
37・9	地方制度調査会、「首都制度当面の改革に関する答申」をする。
37・10	臨時行政調査会「首都行政の改革に関する意見」発表。
38・8	行政管理庁「首都圏庁に関する基本構想」をまとめる。
40・2	地方自治法改正、都より区へ一部事務移管、税源配分。
40・4	

特別区制調査

特別委員会

委員長	齋藤茂雄
副委員長	山家泰子
委員	新川栄一
	大島林平
	篠島喜三郎
	田部謙吉
	服部スエミ
	渡辺武夫
	柴田哲雄
	峰田五郎
	橋本とし子
	元谷角蔵
	宮崎勇蔵
	小松政治
	広部敏一
	岡田良一
	花山幸之助
	山口幸之助
	山尾一孝
	平尾一郎
	長橋幸孝
	武内安
	加藤藤